



山形県公報

平成25年12月20日（金）
第2506号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…1301
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同）…1302
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 同……………（同）…1303
- 種畜証明書の交付……………（畜産課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
- 都市計画の変更……………（都市計画課）…1304
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（同）…同
- 建築士事務所の登録の取消し……………（建築住宅課）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数……………1305

### 公 告

- 平成26年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………（教育委員会）…同

## 告 示

### 山形県告示第1119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日     |
|-------------------------|------------------|---------------|-----------|
| もときデイサービス               | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 山形市元木二丁目9番39号 | 平成25.10.1 |
| ケアマネオフィスうさぎ             | 居宅介護支援           | 酒田市駅東一丁目5番地の7 | 同 11.1    |
| 訪問介護事業所 ゴールデン<br>スタッフ新庄 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 新庄市小田島町1番1号   | 同 11.26   |

|                            |             |             |   |
|----------------------------|-------------|-------------|---|
| ゴールデンスタッフ新庄 居<br>宅介護支援センター | 居 宅 介 護 支 援 | 新庄市小田島町1番1号 | 同 |
|----------------------------|-------------|-------------|---|

**山形県告示第1120号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
福祉用品マルイチ  
西村山郡朝日町大字宮宿2363番地
- 届出の内容

| 指定介護機関の名称 |          | 変更年月日      |
|-----------|----------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後    |            |
| さふらん朝日店   | 福祉用品マルイチ | 平成18. 5. 1 |

**山形県告示第1121号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類     | 指定年月日        |
|------------------------|----------------------------|-------------|--------------|
| 有限会社カイセイカンパニー          | カイセイ訪問入浴サービス<br>新庄市末広町7番4号 | 訪 問 入 浴 介 護 | 平成25. 12. 10 |

**山形県告示第1122号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類                | 指定年月日        |
|--------------------------|----------------------------|------------------------|--------------|
| 有限会社カイセイカンパニー            | カイセイ訪問入浴サービス<br>新庄市末広町7番4号 | 介 護 予 防 訪 問 入 浴<br>介 護 | 平成25. 12. 10 |

**山形県告示第1123号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                    |                        |                 |     |              |
|------------------------------------|------------------------|-----------------|-----|--------------|
| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの<br>種類 | 定 員 | 指定年月日        |
| マトリックスステーション株式<br>会社<br>新庄市松本277番地 | フロンティア<br>新庄市角沢734番地の2 | 就労継続支援（B<br>型）  | 14名 | 平成25. 12. 10 |

**山形県告示第1124号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                    |                        |                 |              |
|------------------------------------|------------------------|-----------------|--------------|
| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日        |
| マトリックスステーション株式<br>会社<br>新庄市松本277番地 | フロンティア<br>新庄市角沢734番地の2 | 就 労 移 行 支 援     | 平成25. 12. 10 |

**山形県告示第1125号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の<br>種 類 | 品 種         | 名 前                           | 飼 養 者          |                        |
|-------------|------------|-------------|-------------------------------|----------------|------------------------|
|             |            |             |                               | 住 所            | 名 称                    |
| 31306990001 | 豚          | ヨークシャ<br>ー種 | ニュートン ハン<br>サム ヤマガタ<br>6 0003 | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31306990002 | 豚          | デュロック<br>種  | フジ シモフリ<br>ヤ マ ガ タ 3<br>0001  | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31306990003 | 豚          | ランドレ<br>ース種 | ヤマガタ ラン<br>ド ヤマガタ 2<br>0006   | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

**山形県告示第1126号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成25年12月20日から平成26年1月6日まで縦覧に供する。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                        | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長      |
|------------------------------------------|---|------|----------------------|----------|
| 村山市大字湯沢字神田1876番から<br>同 楯岡北町一丁目2488番 3 まで |   | 旧    | 9.5 メートル<br>}<br>8.3 | 311 メートル |
| 同                                        | 上 | 新    | 9.7 メートル<br>}<br>9.2 | 同 上      |

**山形県告示第1127号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 金山都市計画道路  
(2) 名 称 3・4・2号山崎羽場線、3・5・1号十日町上川原線及び3・6・1号七日町飛森線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 3・4・2号山崎羽場線  
ア 追加する部分 なし  
イ 削除する部分 金山町大字金山字前田表、字北の沢、字大柳、字金山町、字町裏、字久保、字上河原、字羽場、字入田表及び字上野地内
- (2) 3・5・1号十日町上川原線  
ア 追加する部分 なし  
イ 削除する部分 なし
- (3) 3・6・1号七日町飛森線  
ア 追加する部分 なし  
イ 削除する部分 なし

## 3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課

**山形県告示第1128号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき南陽市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 変更に係る都市計画の種類

南陽都市計画用途地域

## 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

**山形県告示第1129号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定により、建築士事務所の登録を次のとおり取り消した。

平成25年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 処分をした年月日

平成25年12月10日

## 2 処分を受けた建築士事務所

- (1) 名 称 株式会社新光住設産業二級建築設計事務所  
(2) 所在地 米沢市中田町1825番地の5

- (3) 開設者の名称及び代表者の氏名 株式会社新光住設産業 代表取締役 星 守  
(4) 建築士事務所の別 二級建築士事務所  
(5) 登録番号 山形県知事登録（2911）第3263号
- 3 処分の内容  
建築士事務所の登録の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社新光住設産業の役員が刑法（明治40年法律第45号）第204条の規定により懲役1年6月の刑に処せられたことは、建築士法第26条第1項第2号に該当する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第74号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、313人である。

平成25年12月20日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 公 告

平成26年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり追加募集する。

平成25年12月20日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名        | 設置学科 | 入学定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立米沢工業高等学校 | 生産情報 | 約10名 |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成26年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）」に定めるところによる。

別記

平成26年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）

- 1 志願資格  
次の各号の一に該当する者  
(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成26年3月卒業見込みの者  
(2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 募集区域  
県下一円
- 3 出願期間  
平成26年1月6日（月）から1月10日（金）正午まで
- 4 提出書類  
(1) 入学願書  
学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。  
(2) 履歴書・身上書  
学校所定のもの

- (3) 写 真  
最近3か月以内に撮影したもの
- (4) 調査書  
進学用の所定の様式のもの
- (5) 健康診断書  
学校所定のもので、平成25年4月1日以降に受診したもの
- 5 選 抜  
提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接により行う。
  - (1) 期 日 平成26年1月18日（土）
  - (2) 場 所 県立米沢工業高等学校
  - (3) 選考方法
    - ア 小論文（50分）
    - イ 面接（15分程度）
- 6 合格発表  
平成26年1月22日（水）午後3時予定
- 7 その他  
細部については、学校の募集要項によることとし、学校に問い合わせること。